

船舶事故調査報告書

平成30年3月14日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	転覆
発生日時	平成29年8月14日 10時00分ごろ
発生場所	島根県益田市の金地橋北方の高津川 大堂山二等三角点から真方位090°4,400m付近 （概位 北緯34°38.5′ 東経131°47.5′）
事故の概要	カヌー（船名なし）は、川下り中、転覆した。 カヌーは、漕手1人が死亡した。
事故調査の経過	平成29年8月17日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	カヌー（船名なし）、総トン数なし（本体重量16kg） なし、個人所有 4.50m×0.76m×0.38m、アルミパイプ及び防水布等 機関なし、不詳
乗組員等に関する情報	漕手A 男性 49歳 漕手B 男性 10歳
死傷者等	死亡 1人（漕手B）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風 なし、視界 良好、気温 約27℃ 水象：水面 平穏、水温 約25℃
事故の経過	<p>本船は、漕手A及び漕手Bが乗り、家族（8歳）1人（以下「同乗者」という。）を乗せ、川下りの目的で、平成29年8月14日09時30分ごろJR山口線の益田市石見横田駅西方の高津川から下流に向けて出発した。</p> <p>本船は、漕手Aが後部座席に、漕手Bが前部座席に、同乗者が中央部に位置し、漕手A及び漕手Bがダブルブレードパドルを使用して漕ぎ、川下りをしていた。</p> <p>漕手Aは、川下りの途中、数日間雨が降っていなかったため、高津川の水位が下がっていて川底まで見え、時折小さな瀬（水深が浅く水面が波立って流れる所）が現れる程度で、ゆっくり進めていると思った。</p> <p>漕手Aは、金地橋北方の高津川で、川幅が狭くなり、‘S字になっ</p>

	<p>ている急な川の流れ’（以下「本件S字カーブ」という。）を認め、右岸寄りには水深が浅いように見えたので、右岸寄りだと船底を擦ると思い、左岸寄りを進むこととした。</p> <p>本船は、本件S字カーブを曲がりながら左岸寄りを進んでいたところ、前路に左岸の樹木の枝が張り出していることに気付くと間もなく、左舷船首部が同枝に接触して掛かり、左舷側が持ち上げられて右舷側に傾斜し、10時00分ごろ横倒しになって船内に川の水が流入した。</p> <p>漕手Aは、本船が横倒しになった後、同乗者の手を掴んで船外に脱出し、川に流されて約15m下流の左岸に同乗者と共に到着した。</p> <p>漕手Aは、漕手Bの姿が見えなかったため、上流を見たところ、本船が転覆しているのを認めた。</p> <p>漕手Aは、急いで走って本船まで戻り、本船を反転させて元の状態に戻したところ、本船の下から水面にうつ伏せの状態で見えている漕手Bを発見した。</p> <p>漕手Aは、漕手Bを抱えて川を下り、同乗者が居る場所に再び戻ったものの、漕手Bの呼吸を感じなかったため、同場所で人工呼吸、心臓マッサージ等の救命手当を施した後、スマートフォンが水に浸かって使用できないと思い、付近の民家を探しに行ったが、スマートフォンが使用可能であることに気付いて119番通報を行い、救急車を要請した。</p> <p>漕手Bは、救急車で病院に搬送されたが、死亡が確認され、溺水と検案された。</p> <p>（付図1 事故発生場所概略図、写真1 本船、写真2 高津川、写真3 高津川、写真4 事故発生場所付近 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>漕手Aは、平成4年から約5年間で、20回程度カヌーツーリングをした経験があり、3～4回程度転覆したことがあった。</p> <p>本船は、平成7年頃に購入した2人乗りのフォールディングタイプのカヤックであった。</p> <p>漕手Aは、最近では1年ないし2年に1回程度本船に乗っていたが、高津川で川下りをするのは初めてであった。</p> <p>漕手Bは、これまでに5回程度本船に乗っていた。</p> <p>漕手A、漕手B及び同乗者は、それぞれ帽子、Tシャツ、短パン、サンダル等、救命胴衣を着用していた。</p> <p>漕手Bは、健康状態が良好で、泳ぎが得意でなかった。</p> <p>漕手Aは、本事故発生場所付近が、本件S字カーブとなって見通しが悪く、川の流れが左岸寄りに集中していたと本事故後に思った。</p> <p>本事故発生場所付近の水深は、約1.3～1.4mであった。</p> <p>漕手Aは、スマートフォンが防水型ではないので、二重にした透明なビニール袋の口を結んだ袋の中に入れていた。</p>

	<p>漕手Aは、事前に調べていた書籍によると、今回の川下りコースが初級のコースであると認識していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>漕手Bの死因は、溺水であった。</p> <p>本船は、金地橋北方の高津川を川下り中、左岸寄りの針路とした際、左舷船首部が高津川左岸の樹木の枝に接触して掛かったことから、左舷側が持ち上げられて右舷側に傾斜し、船内に川の水が流入して転覆したものと考えられる。</p> <p>漕手Aは、高津川の水位が下がっていたこと、右岸寄りの針路とすれば水深が浅く船底を擦るおそれがあると思ったことから、見通しが悪い左岸寄りの針路としたものと考えられる。</p> <p>漕手Bは、本船が転覆して溺水したものと考えられるが、溺水に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、金地橋北方の高津川を川下り中、左岸寄りの針路とした際、左舷船首部が高津川左岸の樹木の枝に接触して掛かったため、左舷側が持ち上げられて右舷側に傾斜し、船内に川の水が流入して転覆したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川下りをする際は、見通しが悪い場所で陸岸から樹木が張り出していることもあるので、航行の支障となり得ることを心得ておくこと。 ・カヌーの乗船者は、不測の事態に備えて携帯電話を防水パックに入れて常に携行し、連絡手段を確保しておくこと。

付図1 事故発生場所概略図

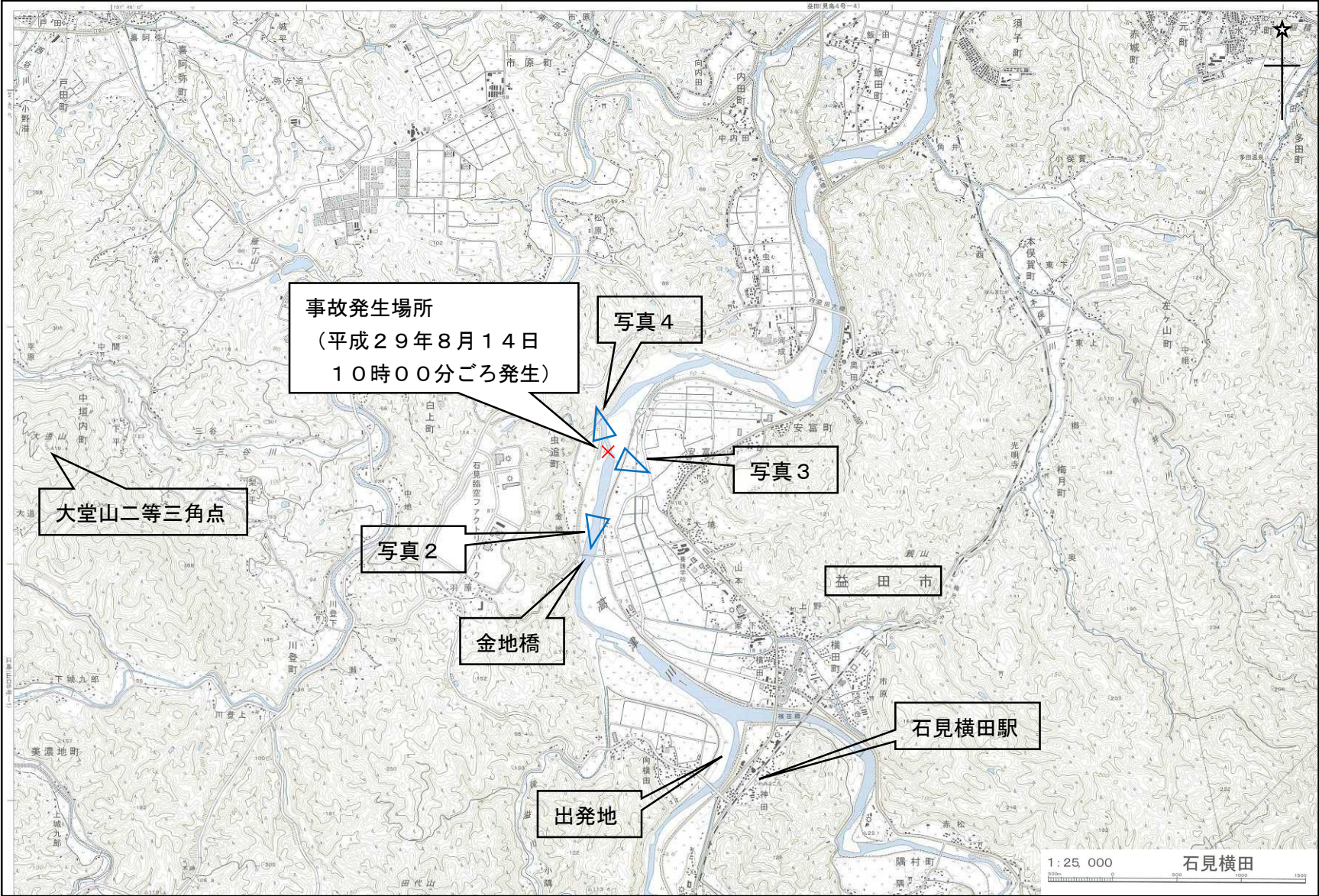


写真1 本船



写真2 高津川

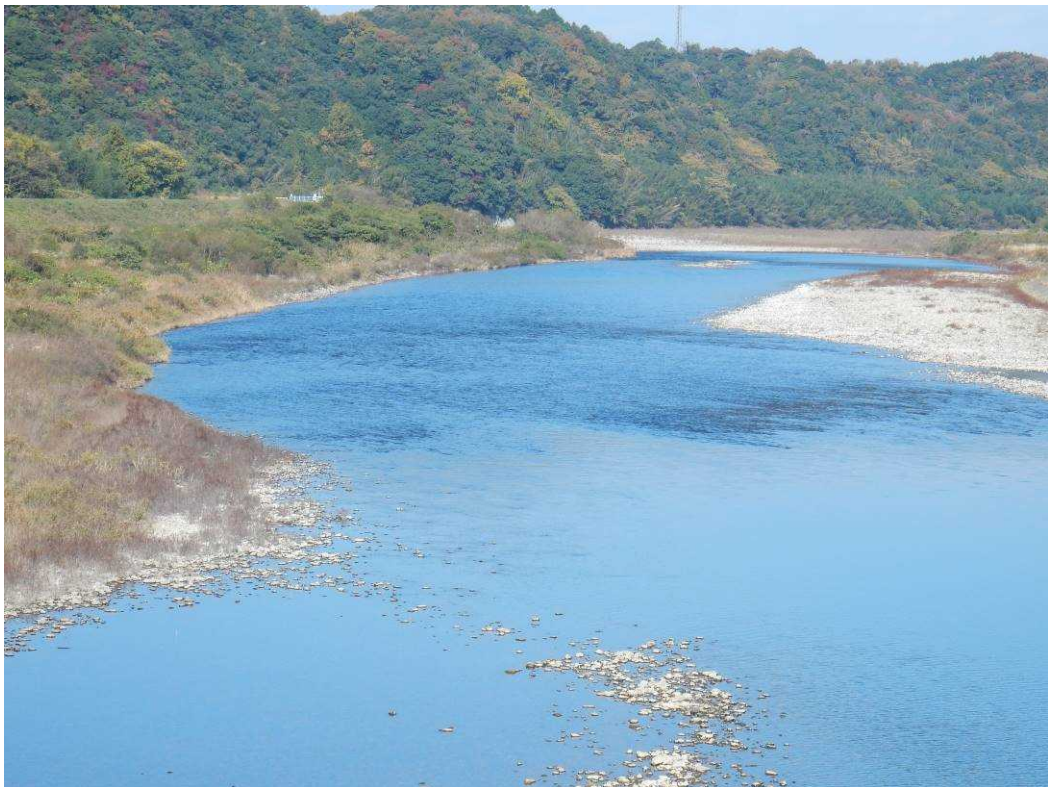


写真3 高津川

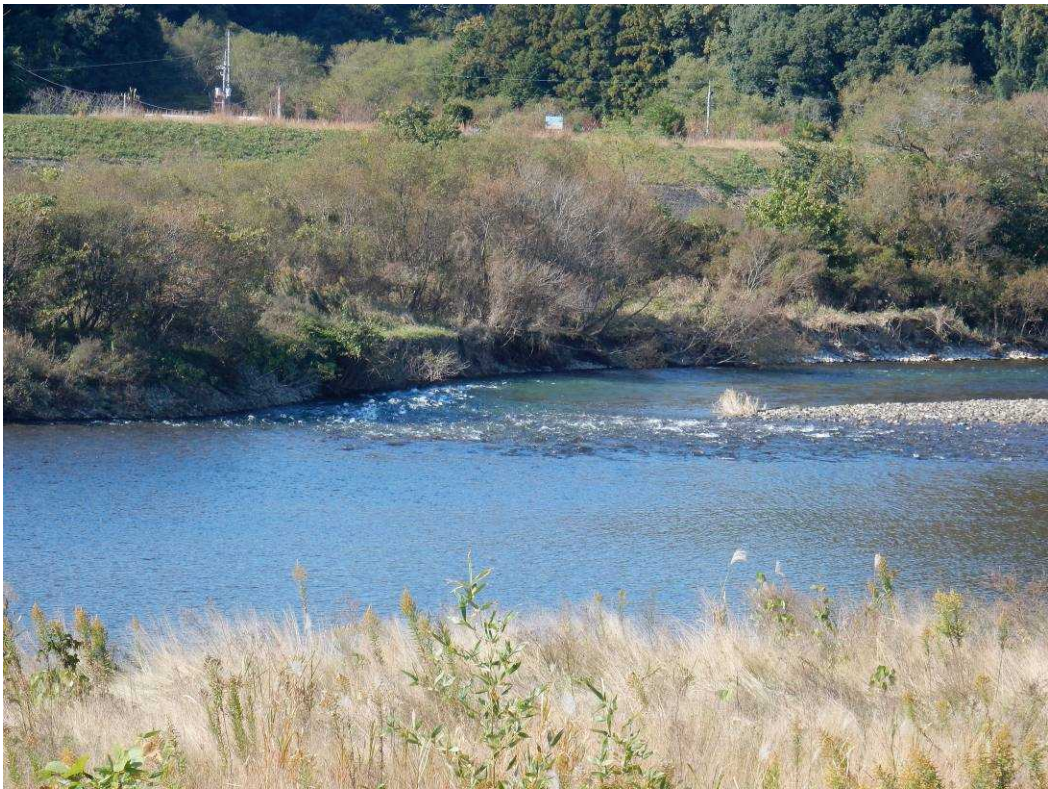


写真4 事故発生場所付近

